外国人労働者の年金脱退一時金とは

Q、外国人を正社員として雇いましたが、本人は「日本に一生住むわけではないので、掛け捨てになってしまうから厚生年金保険には加入したくない」と言っております。厚生年金に加入しなくても問題はないのでしょうか。また、受給資格を満たさなかった場合は掛け捨てになってしまうのでしょうか。

A、厚生年金保険の適用事業所で外国人を雇用する場合、外国人労働者も日本人と同様に厚生年金に加入します。任意加入ではないため、対象となれば必ず加入しなければいけません。

外国人労働者の場合、年金の受給資格を満たすことなく帰国してしまうことが多いので、 掛け捨てを防止するために「脱退一時金制度」があります。

脱退一時金は原則として、次の5つの条件のすべてに当てはまる人が国民年金・厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求された場合に支給されます。

- ①日本国籍を有していないこと。
- ②国民年金の保険料納付済期間等の月数が6カ月以上あること、または厚生年金保険の被保険者期間の月数が6カ月以上あること。
- ③老齢年金の受給資格期間(10年間)を満たしていないこと。
- ④年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことのないこと。
- ⑤日本に住所を有していないこと。

脱退一時金を受け取った場合、その該当期間は年金の加入期間ではなくなります。

将来的にまた日本で生活する予定がある場合や、母国の年金加入期間と通算できる場合など脱退一時金を請求しない方がいい場合もありますので、注意が必要です。

なお、令和3年4月から支給額計算に用いる月数の上限が60カ月に増えました。